

北本市パートナーシップ宣誓制度 手続きガイドブック

目 次

I	パートナーシップ宣誓をお考えの方へ	2
II	宣誓を行うことができる方	2
III	宣誓から宣誓証明書交付までの流れ	3
IV	宣誓時に必要な書類	4～5
V	宣誓後について	6
VI	Q & A	7～9
参考	北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	10～12

I パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

本市では、市民一人ひとりが、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域等のあらゆる分野に対等に参画することができる社会の実現を目指しています。この理念に基づき、令和2年(2020年)11月から、性の多様性を尊重するパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

この制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、パートナーシップの関係にあるお二人の宣誓を市が尊重し、パートナーシップ宣誓証明書を交付するものです。

この制度の導入により、差別や偏見が解消され、多様性を認め合える社会により近づくことを期待しております。

II 宣誓を行うことができる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、以下の項目すべてに該当する方です。

(1) 成年であること

満18歳以上の方（民法第4条の規定）

(2) 北本市民であること、または3か月以内に転入を予定していること

転入予定の場合は、宣誓日から3か月以内に市内に転入することを証明する書類をご提出ください。パートナーシップ宣誓時に、転入予定日及び転入予定住所をご記入いただきます。また、転入後は速やかに住民票をご提出ください。

(3) 結婚していないこと（配偶者がいないこと）

独身証明書、その他これに類する書類で確認します。

(4) 宣誓者以外の方とパートナーシップまたは事実婚の関係がないこと

宣誓者以外の方とパートナーシップや事実婚の関係にある方は、宣誓できません。

(5) 宣誓者同士が、民法に規定されている婚姻できない間柄でないこと (民法第734条または第735条に該当しないこと)

近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族）の関係にある方は、宣誓できません。

Ⅲ 宣誓から宣誓証明書交付までの流れ

(1) お二人が宣誓できる要件に該当するかご確認ください。

- ・宣誓予約をする前に必ずご確認ください。

(2) 宣誓日時を電話でご予約ください。

- ・宣誓可能な日時は、年末年始（12/29～1/3）を除く平日の9時から16時30分までです。
- ・宣誓希望日の5日前までに予約してください。
- ・宣誓日時はご希望にそえない場合がありますのでご了承ください。
- ・個室での対応が可能です。ご希望の場合は予約時にお申し出ください。
- ・郵送等での宣誓書の受付はできません。

【予約連絡先】人権推進課 人権推進・男女共同参画担当

TEL：048-591-1111（内線2601・2530）

予約受付時間：平日8時30分から17時15分

(3) 宣誓日当日までに必要書類を準備してください。

- ・宣誓に必要な書類の取得に要する費用は、自己負担となります。

(4) 予約した日時にお二人そろって指定の場所へお越しください。

- ・必要書類をご提出ください。
- ・必要書類と誓約書による要件確認及び本人確認を行います。
- ・書類に不備や不足がある場合は、宣誓を延期する場合があります。
- ・市職員の前で、パートナーシップ宣誓書に自署していただきます。
- ・予約時のお申出により、第三者の立会いも可能です。

(5) パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードの交付

- ・ご提出いただいた書類一式を確認の上、要件を満たしている場合、パートナーシップ宣誓証明書等を後日交付します（一週間以内）。
- ・性別違和等の理由がある場合は、通称名を使用して宣誓することも可能です。この場合、宣誓証明書等の裏面に戸籍上の氏名を表示します。

IV 宣誓時に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするには、以下の書類が必要です。

(1) 北本市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

(2) 誓約書（様式第2号）

- ※ (1) 及び (2) は、人権推進課の窓口で準備しています。
- ※ 宣誓書への記入は、宣誓される日に、市職員の前で記入してください。

(3) 住民票

- ・3か月以内に発行された住民票を、お一人一通ずつお持ちください。
- ・宣誓されるお二人が同一世帯の場合は、二人分の情報が記載されたもの一通をお持ちください。
- ・転入予定の方は、転入予定であることを確認できるもの（アパート賃貸借契約書等）の写しをお持ちください。
- ・転入予定の方は、転入後速やかに住民票を御提出ください。
 - ※ 住民票の交付手数料は、自己負担となります。
 - ※ 住民票に個人番号・世帯主との続柄・本籍地の記載は不要です。

(4) 独身であることを証明する書類（独身証明書・戸籍抄本等）

- ・3か月以内に発行された独身証明書等を、お一人一通ずつお持ちください。
 - ※ 独身証明書や戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得できます。
 - ※ 外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書面（大使館等公的機関が発行するもの）に日本語の翻訳を添えて提出してください。
 - ※ 独身証明書等の交付手数料は、自己負担となります。

(5) 通称名が分かるもの

- ・通称名を使用する場合は、その通称名を日常的に使用していることが分かるもの（社員証等）の写しをお持ちください。
 - ※ 性別違和等の理由がある場合に限り、通称名を使用することができます。
 - ※ 通称名を使用する場合、宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

(6) 本人確認ができる書類

・個人番号カード、パスポート、運転免許証、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたものをご持参ください。

【本人確認書類の例】

1枚の提示で足りるもの	2枚以上の提示が必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（マイナンバーカード） ・パスポート ・運転免許証 ・住民基本台帳カード（写真付きに限る） ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・官公署等職員の身分証明書で写真付きのもの等 	<p>※組み合わせは、下表の（ア+イ）または（ア+ア）の2点</p> <p>※（イ+イ）の組み合わせは、不可</p> <p>（ア）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険の被保険者証（国民健康保険、健康保険、介護保険、共済組合員証等） ・国民年金手帳 ・年金証書（国民年金、厚生年金、共済年金、恩給の証書等） ・住民基本台帳カード（写真無し） ・証明書の交付請求書面に押印した印鑑の印鑑登録証明書等 <p>（イ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の写真付き身分証明書 ・写真付き学生証 ・指定されたもの以外の公的機関の写真付き資格証明書等

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

V 宣誓後について

(1) パートナーシップ宣誓証明書等の交付

パートナーシップ宣誓されたことを証明する宣誓証明書及び宣誓証明カードを、お二人それぞれに交付します。

(2) パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

紛失、損傷または汚損により再交付をご希望の方は、5日前までに人権推進課人権推進・男女共同参画担当まで電話連絡をお願いします。なお、パートナーシップ宣誓証明書等を返還している場合は、再交付することはできません。

- ・北本市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号）を提出してください。
- ・紛失の場合は、警察署に遺失届を提出したことが分かるものの写しを提出してください。
- ・損傷または汚損の場合は、き損または汚損したパートナーシップ宣誓証明書等を提出してください。

(3) パートナーシップ宣誓証明書等の記載事項の変更

市内転居等、宣誓事項に変更があった場合は、変更内容が記載された書類と併せて北本市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届（様式第6号）を提出してください。

- ・変更届提出時に、併せて記載事項変更前の内容の宣誓証明書等を提出してください。

(4) パートナーシップ宣誓証明書等の返還

次のいずれかに該当する場合には、北本市パートナーシップ宣誓証明書等返却届（様式第7号）と併せて宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還してください。

- ・パートナーシップを解消した場合
- ・一方または双方が市外に転出した場合
（一方が転勤等で市外に転出し、北本市に戻る事が決まっている場合は除く）
- ・一方がお亡くなりになった場合
- ・一方が他の者と婚姻、パートナーシップ、事実婚の関係を有することになった場合
- ・双方で婚姻した場合
- ・その他、宣誓の要件を満たさなくなった場合
- ・宣誓内容に虚偽があったことが判明した場合

VI Q&A

Q 1 北本市パートナーシップ宣誓制度は、婚姻とどう違うのですか？

A 1 婚姻は民法に基づく制度であり、権利、義務を伴うものです。一方、北本市パートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である「北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」により実施される制度で、婚姻とは異なり法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

この制度の導入により、性的少数者や事実婚カップルの方の生活する上での負担を軽減し、性の多様性を尊重することで、誰もが住みやすいまちづくりを目指し制定いたしました。

Q 2 法的な権利や義務を伴うものではないのに、実施する理由は何ですか？

A 2 性的少数者や事実婚カップルの方の生活する上での負担を軽減し、行政がお二人の関係を尊重し、寄り添っていくことを目指して制定いたしました。なお、この制度の導入により、差別や偏見が解消されることを期待しております。

Q 3 パートナーシップ宣誓をすると、戸籍や住民票に記載されますか？

A 3 北本市の内部規定により実施される制度であることから、パートナーシップ宣誓をしても、その旨が戸籍や住民票に記載されることはありません。

Q 4 北本市民でないと宣誓できないのですか？

A 4 一方または双方が3か月以内に北本市内への転入を予定している場合には宣誓することができます。ただし、転入予定の場合には、3か月以内に転入することが確認できる書類の提出が必要です。

Q 5 「成年」とは、何歳以上ですか？

A 5 満18歳以上です。

Q 6 郵送で、パートナーシップの宣誓はできますか？

A 6 市職員の前で御署名していただく必要がありますので、郵送ではパートナーシップの宣誓はできません。

Q 7 パートナーシップの宣誓に、費用はかかりますか？

A 7 宣誓や宣誓証明書等の交付には、費用はかかりません。ただし、宣誓時に提出していただく住民票等の必要書類の取得に要する費用は、自己負担となりますので、その部分の費用は必要となります。

Q 8 パートナーシップ宣誓証明書等は、即日交付されますか？

A 8 必要事項の確認や宣誓証明書等の作成に時間を要しますので、交付までに数日いただきます。そのため、即日交付することはできません。

Q 9 通称名で宣誓することはできますか？

A 9 性別違和等により日常的に通称名を使用している方は、通称名で宣誓することができます。通称名で宣誓する場合は、通称名を日常的に使っていることが分かるもの（社員証等）の写しを宣誓当日にお持ちください。また、通称を使用する場合、宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q 10 養子縁組をしています、宣誓できますか？

A 10 宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、宣誓はできません。養子縁組を解消した場合には、宣誓することができます。

Q 11 どうして養子縁組をしていると、宣誓できないのですか？

A 11 パートナーシップは、お二人が相互に協力し、継続的な共同生活を行うことを約束するものですので、婚姻することができない関係の方の宣誓は原則的に認められません。ただし、宣誓等のない状況でやむを得ず養子縁組を行う方もいることから、関係の重複を避けるために、養子縁組を解消した場合に限り、宣誓を認めることとしています。

Q 1 2 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A 1 2 婚姻に類似した関係を構築する方法としては、公正役場で遺言状や任意後見契約を結ぶための公正証書を作成するという方法があります。

Q 1 3 宣誓は同性カップルしかできないのですか？

A 1 3 性の多様性に広く配慮するため、同性カップルに限らず、事実婚やトランスジェンダーの方々など、異性間のカップルであっても宣誓できる制度となっています。

Q 1 4 パートナーシップを解消した場合には、どうすればよいのですか？

A 1 4 パートナーシップを解消した場合には、パートナーシップ宣誓証明書等返還届を提出し、宣誓書証明書等を返還してください。

Q 1 5 宣誓書は、何年間保存されるのですか？

A 1 5 30年間保存します。ただし、パートナーシップ宣誓証明書等返還届が提出された場合はこの限りではありません。

Q 1 6 平日は仕事があるため、二人で市役所に行けません。何か方法はありますか？

A 1 6 相談に応じますので、予約時にお申し出ください。

参考

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、性の多様性を尊重するパートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、市民一人ひとりが、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域等のあらゆる分野に対等に参画することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 次の要件のいずれかに該当する2者が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し、継続的な共同生活を行うことを約した関係をいう。
 - ア 双方又は一方が性的少数者であること。
 - イ アに掲げるもののほか、事実上の婚姻関係にあること。
- (2) パートナーシップの宣誓 パートナーシップにある2者が、市長に対し、互いがパートナーシップにあることを誓うことをいう。
- (3) 性的少数者 異性愛者でない者又は自らの生物学的性別に違和感のある者をいう。
- (4) 通称名 戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。

(対象者)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 市内に住所を有していること又はパートナーシップの宣誓の日から3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及びパートナーシップの宣誓をしようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) パートナーシップの宣誓をしようとする2者が、民法(明治29年法律第89号)第734条又は第735条の規定により婚姻することができないとされている者でないこと。

(パートナーシップの宣誓)

第4条 パートナーシップの宣誓は、市職員の面前において北本市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住民票の写し
- (3) 独身証明書その他これに類する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、当該宣誓書

を提出した者に対し、次のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) パスポート

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて、本人の写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める書類

3 第1項の宣誓をしようとする場合においては、当該宣誓をしようとする者は、戸籍上の氏名に代えて通称名を使用することができる。

(証明書等の交付)

第5条 市長は、パートナーシップの宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、北本市パートナーシップ宣誓証明書(様式第3号)又は北本市パートナーシップ宣誓証明カード(様式第4号。以下これらを「証明書等」という。)を当該宣誓をした者に交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第6条 前条の規定により証明書等の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、次に掲げる事項に該当するときは、証明書等の再交付を市長に申請することができる。

(1) 証明書等を紛失したとき。

(2) 証明書等を損傷し、又は汚損したとき。

2 前項の申請は、北本市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。

3 市長は、第1項の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、証明書等を再交付すべきものと認めるときは、速やかにこれを再交付するものとする。

4 第1項の申請は、その者がパートナーシップの宣誓をした日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年間を経過した日以後は、行うことができない。

(証明書等の記載事項の変更)

第7条 宣誓者は、住所、氏名その他証明書等の記載事項に変更があつたときは、北本市パートナーシップ宣誓証明書等記載事項変更届(様式第6号)に証明書等を添えて、市長に届け出なければならない。この場合における本人確認の方法については、第4条第2項の規定を準用する。

(証明書等の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、証明書等を市長に返還しなければならない。

(1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条各号(第1号を除く。)に該当しなくなったとき。

2 前項の返還は、北本市パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第7号。以下「返還届」という。)に証明書等を添えて、市長に届け出ることにより、行わなければならない。

3 市長は、宣誓者が虚偽その他不正の手段により宣誓をしたときは、当該宣誓者の証明書等を返還させることができる。

(対象者に対する配慮)

第9条 市長は、パートナーシップの宣誓に関する施策の推進に当たっては、この告示の目的を尊重し、対象者のプライバシーに十分配慮するものとする。

(周知啓発)

第10条 市長は、多様な性に対する市民、事業者等の理解を深めるため、パートナーシップの宣誓に関する施策について、必要な周知啓発活動に努めるものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年11月1日から施行する。

北本市パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック

(第2版) 令和4年4月1日発行

～北本市パートナーシップ宣誓制度に関するお問い合わせ・ご相談は下記まで～

北本市 総務部 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当

TEL : 048-591-1111 (内線2601・2530)

FAX : 048-592-5997 (代表)

Mail : a02491@city.kitamoto.lg.jp